平成２３年（フ）第３１０１号
大阪市住吉区我孫子５丁目７番１―105号
債務者　大石　義明
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３１０２号
大阪市東淀川区東中島２丁目１番３―202号
債務者　髙岡　紗貴
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３１５１号
大阪市淀川区新高６丁目16番16―818号
債務者　佐藤　和彦
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３７３９号
大阪府東大阪市友井５丁目３番34―802号
債務者　多田佳津枝
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３７６０号
大阪府茨木市玉瀬町30番36号
債務者　余西さより
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３７６８号
大阪市天王寺区六万体町５番23号ライフデザイン・夕陽ヶ丘802号
債務者　藤村　敏樹
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１７号
広島県三次市三良坂町光清79番地３
債務者　河原　幸貴
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２３年（フ）第５６号
山形県米沢市舘山２丁目１番18号ライフステージ館山206号室
債務者　江口　時男
1　決定年月日時　平成23年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第２５号
千葉県印西市内野２丁目１番地３棟404号
債務者　丹治　英治
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第２６号
千葉県印西市内野２丁目１番地３棟404号
債務者　丹治　栄子
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第９９号
千葉県佐倉市石川284番地１　プランタン弐番館303号
債務者　若宮　　彰
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第１３６号
千葉県成田市並木町194番地47
債務者　岩崎　寛子
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第１４０号
千葉県佐倉市上志津1670番地８　ステーション志津105
債務者　小松　久子
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第１４７号
千葉県八街市八街へ335番地１
債務者　加藤　譲二
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第１５１号
千葉県成田市美郷台１丁目21番地４　102号
債務者　高岡　幸雄
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第１５５号
千葉県印旛郡栄町竜角寺台３丁目３番１号
債務者　太田　優子
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第１５８号
千葉県八街市八街ほ1040番地45　ホワイトメゾンⅡ203
債務者　石川　　力
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第１５９号
千葉県八街市文違156番地８
債務者　鈴木　真理
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
千葉地方裁判所佐倉支部